

国民体育大会選手強化事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 第71回国民体育大会強化委員会委員長（以下「委員長」という。）は、平成28年に本県で開催される第71回国民体育大会に向けて競技力向上を図るため、競技団体、強化指定校、重点強化校、指定クラブにおいて実施する選手強化事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 競技団体 公益財団法人岩手県体育協会に加盟する国民体育大会実施競技の競技団体をいう。
- (2) 強化指定校 岩手県教育委員会が指定する岩手県スポーツ特別強化指定校をいう。
- (3) 重点強化校 第71回国民体育大会強化委員会が指定する岩手県私立高等学校重点強化校をいう。
- (4) 指定クラブ 第71回国民体育大会強化委員会が指定する岩手県強化指定クラブをいう。

(補助対象事業及び補助額)

第3 第1に規定する選手強化事業に係る事業の区分、補助事業者、補助対象経費及びこれに対する補助額は、別紙のとおりとする。

(交付の申請)

第4 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める様式による国民体育大会選手強化事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）、国民体育大会選手強化事業年間計画書及び収支予算書を委員長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5 委員長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を精査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、通知するものとする。
2 交付すべき補助金額が前項において決定した補助金額を下回る場合は、交付すべき補助金額に減額し、交付するものとする。

(交付の条件)

第6 補助事業者は、別紙の区分欄に定める経費の配分の変更をする場合においては、別に定める様式による国民体育大会選手強化事業費補助金変更承認申請書及び収支予算書（変更）を委員長に提出し、その承認を受けなければならない。

(申請の取下げ期日)

第7 規則第8条第1項に規定する申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受理した日から起算して15日以内とする。

(実績報告)

第8 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別に定める様式による国民体育大会選手強化事業費補助金事業完了報告書及び収支精算書を委員長に提出しなければならない。

(帳簿の備付等)

第9 補助事業者は、補助金と対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(概算払)

第10 委員長は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、別に定める様式による国民体育大会選手強化事業費補助金概算払請求書及び資金計画書を委員長に提出しなければならない。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年5月27日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

【別紙】

事業の区分	補助事業者	補助対象経費	補助額
トップ選手強化事業	競技団体	国民体育大会成年種別候補選手を対象とした強化練習会及び各種大会参加等の競技力向上事業に要する参加者の宿泊費、交通費及び会場使用料等の経費	定額
ジュニア選手強化事業		国民体育大会少年種別候補選手を対象とした強化練習会及び各種大会参加等の競技力向上事業に要する参加者の宿泊費、交通費及び会場使用料等の経費	
指導者スキルアップ事業		日本を代表するトップコーチを招聘し、県内指導者の指導力向上を図る事業に要する参加者の宿泊費、交通費、謝金及び会場使用料等の経費	
コーチ派遣事業		県内指導者が中央競技団体やトップチーム等が開催する指導者講習会及び練習会等の参加に要する宿泊費、交通費及び講習会参加費等の経費	
重点競技強化事業		第 71 回国民体育大会において入賞が期待される競技の候補選手を対象とした強化練習会及び各種大会参加等の競技力向上事業に要する参加者の宿泊費、交通費及び会場使用料等の経費	
ターゲットエイジ支援事業及びふるさと選手支援事業を含む			
優秀指導者招聘事業		各競技団体で行う強化練習会等に優秀な指導実績を持つ指導者を招聘し、国体候補選手の競技力向上を図る事業に要する参加者の宿泊費、交通費、謝金及び会場使用料等の経費	
強豪県視察事業		各競技団体国体担当者等が他県の国民体育大会に向けた選手強化の取組の視察に要する宿泊費及び交通費の経費	
強化選手支援事業		強化選手を対象とした国際大会並びに中央競技団体が開催する強化事業及び大会等への参加に要する宿泊費、交通費及び大会参加費等の経費	
競技馬購入費補助事業			競技馬購入経費の1/2以内
強化指定校・強化指定クラブ支援事業	強化指定校 重点強化校 指定クラブ	優秀選手の育成や選手確保を図る目的に指定された高校及び企業・大学のスポーツ団体が実施する選手強化事業に要する参加者の宿泊費、交通費、謝金及び会場使用料等の経費	定額